

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税・森林環境税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県松江市長

公表日

令和7年1月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の内容	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し課税する道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の総称であり、地方税法に基づき道府県民税と市町村民税を一括して市町村が賦課事務を行うものである。また、森林環境税の賦課については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、納税義務者の賦課期日における住所所在市町村が、個人住民税の均等割の賦課とあわせて行うこととされている。 特定個人情報とは、以下の個人住民税・森林環境税の賦課事務において、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 ※以下、「個人住民税」には「森林環境税」を含む。 【課税準備事務】 ①個人住民税の申告が必要と思われる者に「市民税・県民税申告書(以下「住民税申告書」という。)」を発送する。 【課税資料等収集事務】 ①給与支払報告書の受領(紙、電子媒体、eLtax) 事業所等から提出された給与支払報告書を受領する。 ②住民税申告書及び確定申告書データの受領(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された住民税申告書、各種申告資料及び国税庁から送信される確定申告書データを受領(国税連携)する。 ③公的年金支払報告書の受領(紙、eLtax) 年金保険者から提出された公的年金支払報告書を受領する。 ④障害者控除関係情報、生活保護に関する情報の照会 ⑤他団体への資料回送 本来申告されるべき市区町村へ該当資料を送付する。 ⑥他団体からの資料の受領 他団体から送付された資料を受領する。 【当初賦課決定事務】 上記課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①賦課決定通知の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて納税通知書、特別徴収税額決定通知書を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に調査の結果や新たな課税資料、税務署からの修正申告書、更正決議書の受領等により賦課決定通知内容に変更が生じる場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 特別徴収事業所や本人宛に更正決定後の賦課内容の通知を行う。 【調査等事務】 ①扶養調査 扶養控除について申告内容に誤りがないか調査する。本人への照会等の現況調査を行い、申告内容に誤りがある場合は職権により賦課内容の更正を行う。 ②住民登録外課税通知 松江市に住民登録のない課税者について、住所地市区町村に地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ③未申告調査 前々年に不動産所得又は事業所得があり、前年に同所得の申告が無い者に対し実態調査を行い、申告忘れの場合は申告を催告する。 ④税務署通知 調査の結果により賦課決定内容に更正が発生する場合、所得税にも影響するため、更正内容を所轄の税務署へ通知する。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者(給与支払報告書提出事業所含む)を把握する機能 ②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等(課税資料)をシステムに登録する機能 ③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能 ④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 ⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能 ⑥庁外向け資料作成機能：住民登録外課税通知など庁外向けの資料を作成する機能 ⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能 ⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 ⑨他システム連携機能：収納システムやイメージ管理システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	①住民登録者宛名管理機能：住登者を住記システムより連携、管理する機能 ②住登外・事業所宛名管理機能：住登外・事業所宛名を登録・修正する機能 ③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能 ④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 ⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 ⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 ⑦口座管理機能：振替口座・還付口座を登録・修正する機能 ⑧世帯管理機能：住登外者を世帯に加入・脱退する機能 ⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 ⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、個人住民税申告支援システム)
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能: 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	①国税連携データの管理機能 国税データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード機能 ②法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード機能 ③団体間回送機能 団体間回送受信・送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (eLtaxシステム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLtaxシステム
	①利用届出の審査管理機能 eLtaxの利用にあたり、利用者から届け出があった情報を審査、管理する機能

②システムの機能	②提出データの審査管理機能 利用者から提出されたデータを審査、管理し、ダウンロードする機能 ③特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する機能 ④年金特別徴収データの送受信機能 審査サーバで受信した団体回付データ(配信)をファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データ(集信)を審査サーバへ引き渡す機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (国税連携システム)
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(以下「市町村CS」という。)について記載する。
②システムの機能	本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (住基GWサーバー)
システム8	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書作成・発行機能 所得・課税証明書等証明書様式による証明書を作成し、コンビニエンスストア等の自動交付機で発行する。 2. 個人住民税システム連携機能 所得・課税証明書の記載等の際、個人住民税システムとデータの受け渡しを行う。 3. 利用者用電子証明書シリアル番号連携機能 個人番号カードの認証に用いる利用者用電子証明書シリアル番号を住基GWサーバーより受信する。 4. 利用者情報連携・管理機能 個人住民税システムと連携し、証明書発行履歴、発行資格の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (住基GWサーバー)
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告支援システム
②システムの機能	①申告準備機能 : 宛名、賦課資料、事業所等の各データのセットアップ機能 ②申告受付機能 : 所得・控除の入力、計算、帳票印刷等の申告受付機能 ③申告書登録機能 : 課税資料をシステムに登録する機能 ④国税連携機能 : 国税連携データの取込、データ補記、印刷等の機能 ⑤課税資料管理 : 課税資料のイメージ表示、印刷機能 ⑥庁外向け資料作成機能 : 他団体への回送資料等、庁外向けの資料を作成する機能 ⑦他システム連携機能 : 個人住民税システムや宛名システム等と連携する機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 ＜番号法別表＞24 の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、税務事務である個人住民税の賦課事務において個人番号を利用する。	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」となっているもの):48の項 48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第五十条で定めるもの」 ・「法務大臣」より「戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの」	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者及びその配偶者、被扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため、必要範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報およびこれらの変更情報)を管理する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年2月1日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、公的年金等支払者（日本年金機構） ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構を除く） ） ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS） ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 市内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、市民部各支所市民生活課（鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所）、市民サービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①本人確認書類（申請書、個人番号カード等）に記載された個人番号による本人確認および本人特定 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報 ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名 コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		令和7年2月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務
①委託内容	松江市標準準拠システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項 ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	他の市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	二重課税の防止	
③提供する情報	個人番号、4情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住民登録しているが、賦課期日(1月1日)時点で他市町村を生活の本拠地とする課税対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（ LGWAN回線 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度	申告受付期間(1～3月)及び随時	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜松江市における措置＞

下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。

1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。
2. サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。
3. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。
4. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。

バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。

5. データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。
6. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。
7. バックアップ媒体の移動及び保管にあたっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため、必要範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	【識別情報】 対象者の特定のために記録 【連絡先等情報】 対象者の賦課期日時点の居住地及び世帯状況、税額通知送付先の把握のために記録 【業務関係情報】 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・医療保険関係情報 国民健康保険料の納付情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために記録 ・障害者福祉関係情報 身体障害者手帳の交付情報に基づき、非課税の判定、障害者控除該当の判定を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護給付情報に基づき非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 年金特徴該当者の判定、年金特徴の可否判定のために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年2月1日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課、介護保険課、障がい者福祉課、保険年金課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者(日本年金機構)) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (島根県、他市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		所得・所得控除の根拠となる課税資料をもとに納税義務者の特定及び適正な課税額の算出を行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、市民部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所、市民サービスコーナー)
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【課税準備事務】 ①住民税申告書を発送する。 【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 【当初賦課決定事務】 ①上記課税資料から賦課決定し、納税通知書、特別徴収税額決定通知書を通知する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)する。 【賦課更正事務】 ①調査や修正申告書等により、賦課決定内容を変更して通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 扶養控除について申告内容に誤りがないか調査する。 ②税務署連絡せん 調査の結果により、賦課決定内容に更正が発生する場合、所得税にも影響するため更正内容を税務署へ通知する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
情報の突合		上記の事務において、内部識別番号の宛名コードと宛名特定個人情報ファイルの宛名コードを紐付けて使用する。
⑥使用開始日		令和7年2月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)
委託事項1	
松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務	
①委託内容	
松江市標準準拠システム(個人住民税システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	
10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認	
ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等	
委託事項2～5	
委託事項2	
eLtaxシステム運用管理業務	
①委託内容	
地方税ポータルシステム(eLtax)の運用管理	
②委託先における取扱者数	
10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間等記載)に対する承認	
現地対応作業、問い合わせ対応等	
委託事項3	
個人住民税申告支援システムの構築・運用・保守業務	
①委託内容	
個人住民税申告支援システムの構築・運用・保守	
②委託先における取扱者数	
10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間等記載)に対する承認	
設置・現調・保守作業、環境構築作業等	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (72) 件 ☐ 移転を行っている (51) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	特別徴収義務者として指定した給与支払者
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第1号
②提供先における用途	従業員の給与から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	宛名特定個人情報ファイルより取得した個人番号、4情報、および「2. ④記録される項目」の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松江市の個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (CD-ROM等、LGWAN回線) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時(5月)及び更正時
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	地方税関係情報
	<選択肢>

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他（ LGWAN回線 ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	特別徴収義務者である年金保険者
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） ・第19条第8号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	個人番号、4情報及び個人住民税の特別徴収額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他（ LGWAN回線 ）
⑦時期・頻度	当初賦課時（7月）及び更正時
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） ・第19条第8号
②提供先における用途	地方税に関する調査
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他（
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先0～10	
提供先6	他の市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	個人住民税の課税資料
③提供する情報	個人番号、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN回線、個人住民税システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申告受付期間(1～3月)及び随時
提供先7	
提供先7	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第2条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN回線) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	松江市市長部局の各課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、番号法第9条第2項の条例(別紙2参照)
②移転先における用途	松江市市長部局の各課が行う事務のうち、別に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜松江市における措置＞ 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。 3. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。 4. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。 5. データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。 6. 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 7. バックアップ媒体の移動及び保管にあたっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 業務コード、4. 履歴番号、5. 世帯番号、6. 世帯識別番号、7. 住民票コード、8. 住民番号、9. 個人法人区分、10. 個人法人詳細区分、11. 通称名優先区分、12. 通称名区分、13. カナ氏名、14. カナ通称名、15. カナ名、16. カナ旧氏、17. 漢字氏名、18. 漢字通称名、19. 漢字名、20. 旧氏、21. 英字氏名、22. 生年月日、23. 性別、24. 続柄1、25. 続柄2、26. 続柄3、27. 続柄4、28. 市内市外区分、29. 市外住所コード、30. 住所自治体コード、31. 住所町名コード、32. 住所番地コード、33. 住所枝番コード、34. 住所小枝番コード、35. 住所枝番3コード、36. 住所番地編集区分、37. 住所、38. 方書、39. 郵便番号、40. 電話番号、41. 本籍地、42. 筆頭者名、43. 前市内市外区分、44. 前市外住所コード、45. 前住所自治体コード、46. 前住所町名コード、47. 前住所番地コード、48. 前住所枝番コード、49. 前住所小枝番コード、50. 前住所枝番3コード、51. 前住所番地編集区分、52. 前住所、53. 前住所方書、54. 前住所郵便番号、55. 先住所都道府県コード、56. 先住所市区町村コード、57. 先住所、58. 先住所方書、59. 先住所郵便番号、60. 登記事業所名一カナ名、61. 登記事業所名一漢字名、62. 登記所在地一市内市外区分、63. 登記所在地一市外住所コード、64. 登記所在地一住所自治体コード、65. 登記所在地一住所町名コード、66. 登記所在地一住所番地コード、67. 登記所在地一住所枝番コード、68. 登記所在地一住所小枝番コード、69. 登記所在地一住所枝番3コード、70. 登記所在地一住所番地編集区分、71. 登記所在地一住所、72. 登記所在地一方書、73. 登記所在地一郵便番号、74. 自治体コード、75. 支所コード、76. 行政区コード、77. 選挙区コード、78. 小学校区コード、79. 中学校区コード、80. 異動理由コード、81. 異動事由コード、82. 異動事由コード一判定用、83. 国籍コード、84. 登録日、85. 異動日、86. 届出日、87. 住民日、88. 住民届出日、89. 住定日、90. 住定届出日、91. 消除日、92. 消除届出日、93. 消除事由コード、94. 宛名消除日、95. 宛名消除事由コード、96. 在留の資格コード、97. 在留カード等番号、98. 在留カード等番号区分、99. 在留期間、100. 在留期間開始日、101. 在留期間終了日、102. 設置日、103. 設置届出日、104. 廃止日、105. 廃止届出日、106. 法人種別コード、107. 法人種別位置区分、108. 登記事業所名一法人種別コード、109. 登記事業所名一法人種別位置区分、110. 産業分類コード、111. 事業所区分、112. 本支店区分、113. 宛名グループ番号、114. 代表者宛名番号、115. 共有者数、116. 共有有無フラグ、117. 共有構成員有無フラグ、118. 代表者個人法人区分、119. 使用禁止フラグ、120. 使用禁止異動日、121. 作成所属自治体コード、122. 作成所属コード、123. 更新所属自治体コード、124. 更新所属コード、125. 人的非課税区分一軽自、126. 人的非課税区分事由コード一軽自、127. 人的非課税区分一固定、128. 人的非課税区分事由コード一固定、129. 点字フラグ、130. DVフラグ、131. 自治体コード、132. 送付先税目コード、133. 送付先車両コード、134. 送付先管理区分、135. 送付先履歴番号、136. 送付先区分、137. 送付先個人法人区分、138. 送付先カナ氏名、139. 送付先カナ支店名、140. 送付先漢字氏名、141. 送付先漢字支店名、142. 送付先法人種別コード、143. 送付先法人種別位置区分、144. 送付先市内市外区分、145. 送付先市外住所コード、146. 送付先住所自治体コード、147. 送付先住所町名コード、148. 送付先住所番地コード、149. 送付先住所枝番コード、150. 送付先住所小枝番コード、151. 送付先住所枝番3コード、152. 送付先住所番地編集区分、153. 送付先住所、154. 送付先方書、155. 送付先郵便番号、156. 送付先電話番号区分、157. 送付先電話番号、158. 送付先電話番号内線、159. 送付先特宛人宛名番号、160. 送付先異動日、161. 送付先異動理由コード、162. 送付先開始理由コード、163. 送付先開始日、164. 送付先終了理由コード、165. 送付先終了日、166. 送付先使用禁止フラグ、167. 送付先使用禁止異動日、168. 特宛人税目コード、169. 特宛人車両コード、170. 特宛人送付先管理区分、171. 特宛人履歴番号、172. 特宛人送付先区分、173. 特宛人個人法人区分、174. 特宛人カナ氏名、175. 特宛人カナ支店名、176. 特宛人漢字氏名、177. 特宛人漢字支店名、178. 特宛人法人種別コード、179. 特宛人法人種別位置区分、180. 特宛人市内市外区分、181. 特宛人市外住所コード、182. 特宛人住所自治体コード、183. 特宛人住所町名コード、184. 特宛人住所番地コード、185. 特宛人住所枝番コード、186. 特宛人住所小枝番コード、187. 特宛人住所枝番3コード、188. 特宛人住所番地編集区分、189. 特宛人住所、190. 特宛人方書、191. 特宛人郵便番号、192. 特宛人電話番号区分、193. 特宛人電話番号、194. 特宛人電話番号内線、195. 特宛人宛名番号、196. 特宛人異動日、197. 特宛人異動理由コード、198. 特宛人送付先開始理由コード、199. 特宛人開始日、200. 特宛人送付先終了理由コード、201. 特宛人終了日、202. 特宛人使用禁止フラグ、203. 特宛人使用禁止異動日、204. 連絡先税目コード、205. 連絡先連番、206. 連絡先最優先区分、207. 連絡先区分、208. 連絡先電話番号、209. 連絡先電話番号内線、210. 連絡先FAX番号、211. 連絡先名称、212. 連絡先異動日、213. 連絡先異動理由コード、214. 連絡先開始理由コード、215. 連絡先開始日、216. 連絡先終了理由コード、217. 連絡先終了日、218. 振替口座税目コード、219. 振替口座車両コード、220. 振替口座振種別、221. 振替口座履歴番号、222. 振替口座納付種別、223. 振替口座クレジット区分、224. 振替口座金融機関コード、225. 振替口座支店コード、226. 振替口座種別、227. 振替口座番号、228. 振替口座名義人カナ氏名、229. 振替口座名義人漢字氏名、230. 振替口座本人区分、231. 振替口座異動理由コード、232. 振替口座異動事由コード、233. 振替口座異動日、234. 振替口座開始日、235. 振替口座終了日、236. 振替口座開始期、237. 振替口座終了期、238. 振替口座申込日、239. 振替口座依頼書発行済フラグ、240. 振替口座通知済フラグ、241. 振替口座振替済通知有無フラグ、242. 振替口座受付番号、243. 振替口座電話番号、244. 還付口座税目コード、245. 還付口座車両コード、246. 還付口座振種別、247. 還付口座履歴番号、248. 還付口座納付種別、249. 還付口座クレジット区分、250. 還付口座金融機関コード、251. 還付口座支店コード、252. 還付口座種別、253. 還付口座番号、254. 還付口座名義人カナ氏名、255. 還付口座名義人漢字氏名、256. 還付口座本人区分、257. 還付口座異動理由コード、258. 還付口座異動事由コード、259. 還付口座異動日、260. 還付口座開始日、261. 還付口座終了日、262. 還付口座開始期、263. 還付口座終了期、264. 還付口座申込日、265. 還付口座依頼書発行済フラグ、266. 還付口座通知済フラグ、267. 還付口座振替済通知有無フラグ、268. 還付口座受付番号、269. 還付口座電話番号、270. 発行禁止税目コード、271. 発行制限条件コード、272. 発行禁止異動日、273. 発行禁止設定日、274. 発行禁止解除日、275. 発行禁止設定理由コード、276. 発行禁止解除理由コード、277. 関連相手先宛名番号、278. 関連最新宛名番号、279. 関連事由コード、280. 関連異動日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 課税年度、3. 宛名番号、4. 履歴番号、5. 世帯番号、6. 続柄コード、7. 生年月日、8. 前年12月31日年齢、9. 本年1月1日年齢、10. 性別コード、11. 個人法人詳細区分、12. 個人基本種別コード、13. 個人基本廃止理由コード、14. 翌年廃止理由コード、15. 前年死亡フラグ、16. 外字フラグ、17. 通称名優先区分、18. 在留の資格コード、19. 在留期間開始日、20. 在留期間終了日、21. 賦課期日情報、22. カナ氏名、23. 検索カナ氏名、24. 漢字氏名、25. カナ通称名、26. 漢字通称名、27. 市内市外区分、28. 市外住所コード、29. 住所自治体コード、30. 住所町名コード、31. 住所番地コード、32. 住所枝番コード、33. 住所小枝番コード、34. 住所枝番3コード、35. 住所番地編集区分、36. 住所、37. 方書、38. 電話番号、39. 宛名履歴番号、40. 宛名異動日、41. 宛名異動理由コード、42. 住民日、43. 住定日、44. 消除日、45. 納税者番号、46. 本籍地、47. 筆頭者名、48. 本人障害区分、49. 生活扶助区分、50. 個人基本寡フ区分、51. 個人基本勤学区分、52. 無申告調査結果コード、53. 無申告調査結果内容、54. 特記コード1、55. 特記コード2、56. 特記コード3、57. 特記コード4、58. 特記コード5、59. 特記コード6、60. 特記コード7、61. 特記コード8、62. 特記コード9、63. 特記情報、64. 翌年申告書発送区分、65. 住登地登録フラグ、66. 生活扶助開始日、67. 生活扶助廃止日、68. 無申告調査コード、69. 住民税申告書通知日、70. 催告通知書通知日、71. 最終催告通知書通知日、72. 住登地市外住所コード、73. 住登地住所、74. 住登地方書、75. 基礎年金番号、76. 基礎年金番号付設レベル、77. 年金保険者番号、78. 年金コード、79. 合併前自治体コード、80. 配偶者宛名番号、81. 市税事務所コード、82. 扶養一課税年度、83. 扶養一宛名番号、84. 扶養一履歴番号、85. 扶養一被扶養専従者区分、86. 扶養一同配区分、87. 扶養一扶養区分、88. 扶養一障害区分、89. 扶養一専従区分、90. 扶養一特別控除対象配偶者フラグ、91. 扶養一所得金額調整控除対象フラグ、92. 扶養一扶養専従主宛名番号、93. 扶養一被扶養専従者特定区分、94. 扶養一否認理由コード、95. 扶養一専従者給与額、96. 扶養一専従者一続柄、97. 扶養一配偶者一被扶養者の国外居住、98. 扶養一申告支援システム連携フラグ、99. 年金一課税年度、100. 年金一基礎年金番号、101. 年金一基礎年金番号付設レベル、102. 年金一年金保険者番号、103. 年金一年金コード、104. 年金一宛名番号、105. 年金一新年度用宛名番号、106. 年金一履歴番号、107. 年金一カナ氏名、108. 年金一漢字氏名、109. 年金一生年月日、110. 年金一性別コード、111. 年金一郵便番号、112. 年金一カナ住所、113. 年金一漢字住所、114. 年金一年金保険者用整理番号2、115. 年金一状態区分、116. 年金一対象者通知区分、117. 年金一対象者通知受入処理日、118. 年金一税額通知区分、119. 年金一特徴依頼処理日、120. 年金一特徴依頼処理結果区分、121. 年金一特徴依頼処理結果受入処理日、122. 年金一停止依頼区分、123. 年金一停止依頼月、124. 年金一停止依頼処理日、125. 年金一停止依頼処理結果区分、126. 停年金一止依頼結果受入処理日、127. 年金一回数割額1、128. 年金一回数割額2、129. 年金一回数割額3、130. 年金一回数割額4、131. 年金一回数割額5、132. 年金一回数割額6、133. 年金一特徴処理結果区分1、134. 年金一特徴処理結果区分2、135. 年金一特徴処理結果区分3、136. 年金一特徴処理結果区分4、137. 年金一特徴処理結果区分5、138. 年金一特徴処理結果区分6、139. 年金一異動事由、140. 年金一異動年月日、141. 年金一税額変更等依頼区分1、142. 年金一税額変更等依頼処理日1、143. 年金一税額変更等依頼処理結果区分1、144. 年金一税額変更等依頼結果受入処理日1、145. 年金一税額変更等依頼区分2、146. 年金一税額変更等依頼処理日2、147. 年金一税額変更等依頼処理結果区分2、148. 年金一税額変更等依頼結果受入処理日2、149. 年金一税額変更等依頼区分3、150. 年金一税額変更等依頼処理日3、151. 年金一税額変更等依頼処理結果区分3、152. 年金一税額変更等依頼結果受入処理日3、153. 年金一税額変更等依頼区分4、154. 年金一税額変更等依頼処理日4、155. 年金一税額変更等依頼処理結果区分4、156. 年金一税額変更等依頼結果受入処理日4、157. 年金一税額変更等依頼区分5、158. 年金一税額変更等依頼処理日5、159. 年金一税額変更等依頼処理結果区分5、160. 年金一税額変更等依頼結果受入処理日5、161. 年金一停止年月、162. 年金一年金額、163. 事業所一課税年度、164. 事業所一指定番号、165. 事業所一宛名番号、166. 事業所一履歴番号、167. 事業所一収納指定番号、168. 事業所一関連指定番号、169. 事業所一総括表区分、170. 事業所一納入書区分、171. 事業所一媒体区分、172. 事業所一事業所廃止理由、173. 事業所一廃止年月日、174. 事業所一次年度事業所廃止理由、175. 事業所一指定番号変更年月、176. 事業所一収納指定番号変更年月、177. 事業所一普徴事業所区分、178. 事業所一特徴税額通知書出力区分、179. 事業所一受取方法、180. 事業所一納税義務者用受取方法、181. 事業所一通知先アドレス、182. 事業所一通知先アドレス更新日、183. 事業所一個人法人区分、184. 事業所一送付希望区分、185. 事業所一納税者ID、186. 事業所一納期特例区分、187. 事業所一納期特例開始年月、188. 事業所一納期特例終了年月、189. 事業所一月別人数6月、190. 事業所一月別人数7月、191. 事業所一月別人数8月、192. 事業所一月別人数9月、193. 事業所一月別人数10月、194. 事業所一月別人数11月、195. 事業所一月別人数12月、196. 事業所一月別人数1月、197. 事業所一月別人数2月、198. 事業所一月別人数3月、199. 事業所一月別人数4月、200. 事業所一月別人数5月、201. 事業所一月割額6月、202. 事業所一月割額7月、203. 事業所一月割額8月、204. 事業所一月割額9月、205. 事業所一月割額10月、206. 事業所一月割額11月、207. 事業所一月割額12月、208. 事業所一月割額1月、209. 事業所一月割額2月、210. 事業所一月割額3月、211. 事業所一月割額4月、212. 事業所一月割額5月、213. 事業所一納期特例前月割額6月、214. 事業所一納期特例前月割額7月、215. 事業所一納期特例前月割額8月、216. 事業所一納期特例前月割額9月、217. 事業所一納期特例前月割額10月、218. 事業所一納期特例前月割額11月、219. 事業所一納期特例前月割額12月、220. 事業所一納期特例前月割額1月、221. 事業所一納期特例前月割額2月、222. 事業所一納期特例前月割額3月、223. 事業所一納期特例前月割額4月、224. 事業所一納期特例前月割額5月、225. 事業所一月割充当額6月、226. 事業所一月割充当額7月、227. 事業所一月割充当額8月、228. 事業所一月割充当額9月、229. 事業所一月割充当額10月、230. 事業所一月割充当額11月、231. 事業所一月割充当額12月、232. 事業所一月割充当額1月、233. 事業所一月割充当額2月、234. 事業所一月割充当額3月、235. 事業所一月割充当額4月、236. 事業所一月割充当額5月、237. 事業所一非課税人数、238. 事業所一バッチ締めフラグ、239. 事業所一宛名履歴番号、240. 事業所一最終個人番号、241. 課税年度、242. 宛名番号、243. 自治体コード、244. 履歴番号、245. 徴収区分、246. 課税区分、247. 指定番号、248. 受給者番号、249. 控配区分、250. 配特区分、251. 特定扶養、252. 内同居老親、253. 老人扶養、254. 年少扶養、255. その他扶養、256. 同居特別障害、257. 特別障害、258. その他障害、259. 夫あり区分、260. 未成年者区分、261. 本人障害区分、262. 老年者区分、263. 寡フ区分、264. 勤労学生区分、265. 均等区分、266. 生活扶助区分、267. 確申青白区分、268. 専従配偶有無フラグ、269. 専従その他、270. 本人専従区分、271. 非課税コード、272. 所得割非課税措置フラグ、273. 優先資料種別コード、274. 優先資料番号、275. 更正事由コード、276. 更正補足コード1、277. 更正補足コード2、278. 更正事由強制メッセージ、279. 異動戻り先履歴番号、280. 減免理由コード、281. 減免区分、282. 減免割合、283. 異動年月日、284. 開始月期、285. 済月期、286. 個人基本履歴番号、287. 事業所基本履歴番号、288. 事業所課税履歴番号、289. 特徴締めフラグ、290. 普徴締めフラグ、291. 宛名履歴番号、292. 資料連絡箋出力対象フラグ、293. 資料連絡箋出力理由コード1、294. 資料連絡箋出力理由コード2、295. 資料連絡箋出力理由コード3、296. 資料連絡箋出力理由コード4、297. 資料連絡箋出力理由コード5、298. 資料連絡箋出力理由コード6、299. 所得割調整フラグ、300. 平均課税適用フラグ、301. 外国税額控除適用フラグ、302. 同居特障控配フラグ、303. 扶養関連者解除フラグ、304. 事業所家屋敷課税区分、305. 特定居住損区分、306. 元老非該当フラグ、307. 充当該当フラグ、308. 年度間減額措置フラグ、309. 年金特徴対象フラグ、310. 申告書提出フラグ、311. 住宅借入金等特定取得区分、312. 申告特例状態区分、313. 医療費特例控除区分、314. 所得金額調整控除適用フラグ、315. 申告不要区分、316. 退職手当有扶養親族等区分、317. 移行不整合フラグ、318. 移行前履歴番号、319. 所得控除件数、320. 居住開始年月日、321. 住民税非課税コード、322. 森林環境税免除理由コード、323. 確定申告日、324. 確定申告分離フラグ、325. 確定申告損失フラグ、326. 確定申告還付フラグ、327. 法定調書区分、328. 所得控除の適用順序、329. 納期限変更フラグ、330. 賦課特徴該当フラグ、331. 賦課普徴該当フラグ、332. 賦課年金特徴該当フラグ、333. 賦課減免該当フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <宛名システムの運用における措置> ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスターデータと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際はアクセスログを取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	・委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手)	[☐] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。 【物理的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に行っていない ☒ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ＜個人住民税システムの運用における措置＞ ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ・対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育（住基CSオンライン端末による住登外者調査など）を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ・個人住民税に係る申告書情報については、地方税法に定められた方法によって入手を行うこととしている。 ・書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・eLtaxを用いた企業・年金保険者からの支払報告書の情報及び国税連携を用いた確定申告・支払調書等の情報は、LGWAN回線を介して受信しており、不適切な入手に関する想定はない。 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞ ・入手した情報については、窓口での聴き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。 ・収集した情報を精査するとともに、その情報に間違い等がある場合は、提出元に確認又は職権で適宜修正することにより正確性を確保している。 ＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ・eLtaxシステム・国税連携システムは、専用回線を利用しており漏えい・紛失は想定されない。 ・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法 ・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	・委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「個人住民税特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
- 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 - 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 - 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である		

	3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。 【物理的な対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24 時間 365 日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88 、ISO/IEC27001 等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松江市 総務部総務課 法制・情報公関係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel0852-55-5555(代表)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I－2－システム1－③他システムとの接続	[○]その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム)	[○]その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム)	事前	
平成28年7月27日	I－2－システム11	—	コンビニ交付システム(「I－2－システム11」のとおり)	事前	
平成29年7月27日	II(2)－5 移転先1	—	「別紙1」のとおり	事前	
平成30年4月18日	II(2)－5 提供先2	[○]その他(CD-ROM等)	[○]その他(CD-ROM等、LGWAN回線)	事後	リスクを軽減させる変更であるため
平成30年4月18日	II(2)－5 提供先6	[○]紙 []その他	[○]紙 [○]その他(LGWAN回線、住民税システム)	事後	リスクを軽減させる変更であるため
平成31年1月1日	II(2)－5 提供先7	—	「提供先7」を追加	事後	リスクを軽減させる変更であるため
令和1年6月25日	I－6－②所属長の役職名	市民税課長 坂本 貴子	市民税課長	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 提供先7	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－1	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－2	健康福祉部保子育て課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－3	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－4	健康福祉部保健福祉課家庭相談室	福祉部家庭相談課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－5	健康福祉部保健センター	子育て部子育て支援センター	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－6	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－7	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－8	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－9	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－10	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－13	都市整備部建築課	歴史まちづくり課建築指導課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－14	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－17	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－18	都市整備部建築課	歴史まちづくり部建築指導課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－20	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－21	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－22	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－23	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－24	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－25	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－26	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－27	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－28	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－29	健康福祉部保健センター	子育て部子育て支援センター	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－30	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－31	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－32	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－35	健康福祉部保健福祉課	福祉部福祉総務課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－36	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－37	健康福祉部保健センター	福祉部健康推進課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－39	健康福祉部障がい者福祉課	福祉部障がい者福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－40	健康福祉部保子育て課	子育て部子育て政策課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－41	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－44	健康福祉部保子育て課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－45	健康福祉部保健福祉課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－46	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－47	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－48	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－49	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 移転先－50	健康子育て部子育て支援課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年10月2日	II(2)－5 移転先1(別紙2) 法令上の根拠－41～46	条例(制定予定)	条例	事後	
令和2年10月2日	IV－2－①連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	

令和2年12月25日	I-1-②事務の内容-【課税資料等収集事務】⑥他団体からの資料の受領	—	⑥他団体からの資料の受領 他団体から送付された資料を受領する。	事後	
令和2年12月25日	I-2-システム1-③他システムとの接続	[○]その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム)	[○]その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。
令和2年12月25日	I-2-システム2-③他システムとの接続	[○]その他(番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))	[○]その他(番号連携サーバー(団体内統合宛名システム、個人住民税申告支援システム))	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。
令和2年12月25日	I-2-システム12	—	個人住民税申告支援システム(「I-2-システム12」のとおり)	事前	事後でも足りるが、他項目の変更による事前の再実施に合わせるもの。
令和2年12月25日	II(1)-3-④使用の主体 利用者数	3)50人以上100人未満	4)100人以上500人未満	事後	
令和2年12月25日	II(1)-5 移転先1⑥提供方法	[○]紙 []その他	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線	事後	
令和2年12月25日	II(1)-6 保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳密に管理する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年12月25日	II(2)-4 委託事項3-③委託先名、再委託④～⑥	株式会社 TIS [再委託しない]	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ [再委託する](「II(2)-4 委託事項3④、⑤、⑥」のとおり)	事前	
令和2年12月25日	II(2)-4 委託事項4	—	個人住民税申告支援システムの構築、運用、保守業務(「II(2)-4 委託事項4」のとおり)	事前	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (62件)	[○]提供を行っている (63件)	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供先3	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線、個人住民税システム(閲覧))	[○]紙 [○]その他(LGWAN)回線	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 提供先5	[○]紙 [○]その他(個人住民税システム(閲覧))	[○]紙 []その他	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-1	福祉部福祉総務課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-22	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-36	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-37	福祉部健康推進課	健康部健康推進課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-40	子育て部子育て政策課	子育て部子育て支援課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-46	福祉部介護保険課	健康部介護保険課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-49	健康子育て部子育て支援課	健康部保健衛生課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-5 移転先1(別紙2) 移転先-50	健康子育て部子育て支援課	健康部保健衛生課	事後	
令和2年12月25日	II(2)-6 保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳密に管理する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。

令和2年12月25日	Ⅲ(1)ー7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜物理的対策としての中間サーバー・ブラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜物理的対策としての中間サーバー・ブラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	
令和2年12月25日	Ⅲ(2)ー6 リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和2年12月25日	Ⅲ(2)ー7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜物理的対策としての中間サーバー・ブラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜物理的対策としての中間サーバー・ブラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、送信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	
令和7年1月30日	評価書名	個人住民税に関する事務 重点項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 重点項目評価書	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松江市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	松江市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Iー1ー①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Iー1ー②事務の内容	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し課税する道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の総称であり、地方税法に基づき道府県民税と市町村民税を一括して市町村が賦課事務を行うものである。 特定個人情報は、以下の個人住民税の賦課事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し課税する道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の総称であり、地方税法に基づき道府県民税と市町村民税を一括して市町村が賦課事務を行うものである。また、森林環境税の賦課については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、納税義務者の賦課期日における住所所在市町村が、個人住民税の均等割の賦課とあわせて行うこととされている。 特定個人情報は、以下の個人住民税・森林環境税の賦課事務において、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 ※以下、「個人住民税」には「森林環境税」を含む。	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Iー2ーシステム1ー③他のシステムとの接続	[○]その他(課税原票管理システム、GW証明発行システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)	[○]その他(コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム)	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Iー2ーシステム3	課税原票管理システム	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Iー2ーシステム4	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	中間サーバー	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Iー2ーシステム5	中間サーバー	国税連携システム	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Iー2ーシステム6	国税連携システム	eLtaxシステム	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正

令和7年1月30日	I－2－システム7	eLtaxシステム	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(以下「市町村CS」という。))について記載する。	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－2－システム8	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(以下「市町村CS」という。))について記載する。	コンビニ交付システム	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－2－システム9	GW証明書発行システム	個人住民税申告支援システム	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－2－システム10	証明書自動交付システム	—	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－2－システム11	コンビニ交付システム	—	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－2－システム12	個人住民税申告支援システム	—	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－4 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、税務事務である個人住民税の賦課事務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 ＜番号法別表＞24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、税務事務である個人住民税の賦課事務において個人番号を利用する。	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	I－5－② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会)の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「市町村長」より「地方税関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報」であって主務省令で定めるもの ・「法務大臣」より「戸籍関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報」であって主務省令で定めるもの	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」であって第五十条で定めるもの)となっているもの):48の項 48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって第五十条で定めるもの ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報」であって第五十条で定めるもの ・「法務大臣」より「戸籍関係情報」であって第五十条で定めるもの ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって第五十条で定めるもの ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報」であって第五十条で定めるもの ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって第五十条で定めるもの ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報」であって第五十条で定めるもの	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	II(1)－2－⑤保有開始日 II(2)－2－⑤保有開始日	平成28年1月	令和7年2月1日	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	II(1)－3－④使用の主体 使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、政策部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所、来待出張所、市民サービスコーナー)	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、市民部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所)、市民サービスコーナー	事後	

令和7年1月30日	Ⅱ(1)－3－⑤使用方法	②番号法第19条 別表第二の事務における各種帳票への個人番号の記載	②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の事務における各種帳票への個人番号の記載	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－3－⑥使用開始日 Ⅱ(2)－3－⑥使用開始日	平成28年1月1日	令和7年2月1日	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－4 委託事項1	松江市新行政情報システム構築・運用業務	松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－4－①委託内容	松江市新行政情報システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	松江市標準準拠システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－4－③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－6 保管場所 Ⅱ(2)－6 保管場所	— (ガバメントクラウドに関する記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(1)－7 備考 Ⅱ(2)－7 備考	— (ガバメントクラウドに関する記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしがたって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－3－①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(市民課、生活福祉課、介護保険課、障害者福祉課、保険年金課)	[○]評価実施機関内の他部署(市民課、生活福祉課、介護保険課、障がい者福祉課、保険年金課)	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－3－④使用の主体 使用部署	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、政策部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所、来待出張所、市民サービスコーナー)	財政部市民税課、財政部税務管理課、市民部市民課、市民部各支所市民生活課(鹿島支所、島根支所、美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道支所、八束支所、東出雲支所)、市民サービスコーナー	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項1	松江市新行政情報システム構築・運用業務	松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項1 ①委託内容	松江市新行政情報システム(個人住民税システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	松江市標準準拠システム(個人住民税システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項1 ③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項2	課税原票管理システム運用・保守業務	eLtaxシステム運用管理業務	事後	課税原票管理システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項3	eLtaxシステム運用管理業務	個人住民税申告支援システムの構築・運用・保守業務	事後	課税原票管理システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項4	個人住民税申告支援システムの構築・運用・保守業務	—	事後	課税原票管理システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－4 委託事項3 ③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (63件) [○]移転を行っている (50件)	[○]提供を行っている (72件) [○]移転を行っている (51件)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)－5 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	改正番号法の施行に伴う修正

令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先2 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第1号	事後	文言の整理
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先3 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	事後	文言の整理
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先4 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	事後	文言の整理
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先5 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	事後	文言の整理
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先6 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条第8号	事後	文言の整理
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号法施行規則第2条第1項第5号	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅱ(2)ー5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1号別表第1(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表、番号法第9条第2項の条例(別紙2参照)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	差替	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅲ(1)ー4 Ⅲ(2)ー4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領」に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅲ(1)ー7 Ⅲ(2)ー7 その他の措置の内容	— (ガバメントクラウドに関する記載なし)	【物理的な対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出さないこととしている。 【技術的な対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅲ(1)ー7 Ⅲ(2)ー7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	— (ガバメントクラウドに関する記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正

令和7年1月30日	Ⅲ(1)－10 Ⅲ(2)－10 その他のリスク対策	— (ガバメントクラウドに関する記載なし)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準準拠システム移行に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅳ－2－①連絡先	松江市 政策部情報統計課	松江市 政策部デジタル戦略課	事後	
令和7年1月30日	別紙1	—	差替	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	別紙2	—	差替	事後	改正番号法の施行に伴う修正